

特定非営利活動法人

日本プライマリーケア推進協会定款

制定 平成16年10月9日

特定非営利活動法人 日本プライマリーケア推進協会 定款

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第2条）
 - 第2章 目的及び事業（第3条 - 第5条）
 - 第3章 会員（第6条 - 第15条）
 - 第4章 役員及び職員（第16条 - 第23条）
 - 第5章 総会（第24条 - 第33条）
 - 第6章 理事会（第34条 - 第41条）
 - 第7章 資産及び会計（第42条 - 第51条）
 - 第8章 定款の変更、解散及び合併（第52条 - 第55条）
 - 第9章 公告の方法（第56条）
 - 第10章 雑則（第57条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、特定非営利活動法人 日本プライマリーケア推進協会という。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、前項のほか、従たる事務所を山口県山口市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、広く国民に対して身近に起こる、あらゆる社会問題を総合的・継続的に根本から見直し、保健・医療・教育・まちづくり・環境保全から国際協力にいたるまで根本的社会貢献を行うことにより、公益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （2）社会教育の推進を図る活動

- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

医療相談事業

予防医学教育事業

自然農法研究体験事業

環境保護研究体験事業

上記の諸活動を行う国内外の団体の支援事業

その他本会の目的達成に必要と認める事業

(2) 収益事業

役務の提供事業

製品販売事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、推進員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 推進員 本会の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体
- (2) 准推進員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をも

って本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(特別推進員)

第13条 多額の会費を納めた推進員又は本会の業務について特別の功労のあった推進員に対しては、理事会の議決を経て、特別推進員の称号をおくる。

(名誉推進員)

第14条 本会に重要な関係があると認められる推進員に対しては、理事会の議決を経て、名誉推進員の称号をおくり、名誉推進員章を交付する。

(有効章)

第15条 推進員又はその他の者であって本会の業務に著しい功労のあった者に対しては、

有効章をおくる。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第16条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、1名以上3名以下を副代表理事とする。

3 理事のうち、1名を専務理事、10名以内を常務理事として置くことができる。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第18条 代表理事は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、常時会務を総括する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、常時会務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の会務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の会務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の会務執行状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(補欠補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、議会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務を遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第22条 役員は名誉職とし、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、議会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第23条 本会に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第24条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、推進員をもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 推進員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第6項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 総会は、第27条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第27条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったとき、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した推進員の中から選出する。

(定足数)

第30条 総会は、推進員数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した推進員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 3 2 条 各推進員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない推進員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の推進員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した推進員は、第 3 0 条、第 3 1 条第 2 項、第 3 3 条第 1 項第 2 号及び第 5 2 条の適用については、総会に出席していたものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する推進員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 3 3 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 推進員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上の署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 3 4 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 3 5 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第36条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第41条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第41条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第42条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第43条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第44条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の決議を経なければならない。

（暫定予算）

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 4 7 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 4 8 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 4 9 条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 5 0 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 5 1 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 5 2 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した推進員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 2 5 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 5 3 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 推進員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、推進員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において推進員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第55条 本会が合併しようとするときは、総会において推進員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の思考について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 井領 英雄
副代表理事 加地 哲生
副代表理事 沼田 光生

専務理事	梅本	悦子
常務理事	石田	志乃
常務理事	井領	順子
常務理事	小櫻	洋三
常務理事	中川	孝至
常務理事	中田	安信
常務理事	松林	美由紀
常務理事	三村	孝則
理事	池下	忠博
理事	井本	真人
理事	志鶴	利之
理事	城	ゆき子
理事	増田	孝浩
理事	松中	怜子（松中 令子）
理事	山崎	典子
理事	行武	勝康
監事	川田	善博

- 3 本会の設立当初の役員任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成18年10月30日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 推進員（個人）	入会金 10,000 円	年会費 15,000 円
(2) 推進員（法人）	入会金 30,000 円	年会費 50,000 円
(3) 准推進員（個人）	入会金 0 円	年会費 4,000 円
(4) 准推進員（法人）	入会金 0 円	年会費 15,000 円